

## 令和3年度みやま市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

### 1 方針の目的

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するための方針を策定する。

### 2 方針の対象範囲

この方針の適用範囲は、本市の市長事務部局、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、教育委員会事務局及び消防本部とする。

### 3 対象となる障がい者就労施設等

本調達方針で優先的に調達することとする障がい者就労施設等は、法第2条第2項及び第4項に掲げる以下の施設等とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する次の施設
  - ①就労継続支援事業所（A型及びB型）
  - ②就労移行支援事業所
  - ③生活介護事業所
  - ④地域活動支援センター
  - ⑤障がい者支援施設
- (2) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に定める重度身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者である労働者を多数雇用する事業所として政令で定める以下の事業所
  - ①障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項の認定に係る同項に規定する子会社の事業所
  - ②以下の要件をすべて満たす事業所
    - ・身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者である労働者の数が5人以上
    - ・当該事業所の労働者に占める障がい者である労働者の割合が20%以上
    - ・当該事業所の障がい者である労働者に占める重度障がい者等である労働者の割合が30%以上
- (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律第74条の2第3項第1号に規定する在宅就業障がい者
- (4) 障害者の雇用の促進等に関する法律第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体
- (5) その他
  - ①障がい者就労施設等の自主製品の販売を通じて、障がい者の就労支援を行うとともに、市民との交流や障がい者理解の場となる福祉ショップ
  - ②物品等の調達を福岡県内の障がい者就労施設等にあっせんし又は市等と障がい者就労施設等との間の物品等の調達を仲介する等の業務を行う共同受注窓口

#### 4 調達物品等および目標

障がい者就労施設等から調達する物品等および目標は、別表のとおりとする。

#### 5 物品等の調達に関する基本的な考え方

##### (1) 全庁的な取組の推進

障害者優先調達推進法の趣旨を理解し、適用課等で調達している物品等の調達を見直し、また、調達分野を限定することなく、可能な限り障がい者就労施設等からの調達に努めるものとする。

##### (2) 他の施策等との調整

障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進にあたっては、国や本市における他の施策との調和を図るものとする。

##### (3) 障がい者就労施設等との協働による推進

障がい者就労施設等に対し、受注の拡大に資する自主的・主体的な取組を促しつつ、施設等との協働による調達の推進に努めるものとする。

#### 6 調達に当たっての留意事項

##### (1) 随意契約の活用等

適用課等は、障がい者就労施設等がその特性により不当に排除されないようにするなど、調達に係る競争への参加の機会の確保に留意するとともに、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、みやま市財務規則（平成19年みやま市財務規則第47号）など関係規定に従い、随意契約を活用した優先的な調達を行うものとする。

##### (2) 障がい者就労施設等への配慮

障がい者就労施設等に対して、透明性の向上及び公正な競争の確保に留意しつつ、障がい者就労施設等に対する物品等の調達に関する情報の提供に努めるものとする。

また、障がい者就労施設等から調達を行う場合、可能な限りその仕様を明確化するとともに、障がい者就労施設等の特性に配慮した納期の設定に努めるものとする。

#### 7 障がい者就労施設等に対する情報提供

別表に掲げた供給物品および目標、その他障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に資する情報については、障がい者就労施設等に提供する。

#### 8 調達実績の公表

この方針に基づき本年度に調達する物品等の実績の概要は、令和4年5月中に取りまとめ、ホームページ等により公表する。

#### 9 調達方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、保健福祉部福祉事務所とする。

#### 10 施行期日

本方針は、令和3年8月1日から実施する。

## 別表

## 令和3年度 調達する物品等および調達目標

調達する課等	予算項目	内容	調達額（目標）
都市計画課	委託料	花植え業務（プランター11基） 場所：瀬高中央公園夢広場 瀬高停車場線 敷地面積：5.2 m <sup>2</sup> 時期：年3回（1年間） 内容：花植え・草取り・水やり	132,000 円
都市計画課	委託料	花植え業務（花壇2箇所） 場所：瀬高駅前広場 敷地面積：6.0 m <sup>2</sup> 時期：年3回（1年間） 内容：花植え・草取り・水やり	152,000 円
福祉事務所	役務費	シーツクリーニング 時期：11月 内容：戦没者悼式機特殊シーツ のクリーニング	10,000 円
福祉事務所	委託料	忠霊塔草刈り業務 場所：忠霊塔（3か所） 時期：年1回 内容：忠霊塔敷地内の草刈り等	150,000 円
介護支援課	委託料	寝具洗濯サービス事業 時期：年度内 内容：掛布団、敷布団、毛布、 ベットパットのクリーニング	350,000 円
合計			794,000 円